

**『日本英語教育史研究』投稿規程及び日本英語教育史学会賞規程
の改正に関する新旧対照表**

『日本英語教育史研究』投稿規程の改正

旧	新
2. 投稿論文は日本英語教育史の研究に資する内容で、書籍もしくは論文、研究ノートとして未発表のものであることが求められる。ただし、国外における英語教育史を対象とした研究であっても、日本の英語教育に影響ないし示唆を与える内容であれば、これを排除しない。	2. <u>本誌の投稿区分は、研究論文と研究ノートとする。</u> 研究論文は日本英語教育史の研究に資する <u>新規</u> の内容で、書籍もしくは <u>研究論文</u> 、研究ノートとして未発表のものであることが求められる。 <u>研究ノートは、先行研究の整理や史資料の紹介、萌芽的課題の提起などを行ったものを指す。</u> なお、国外における英語教育史を対象とした研究であっても、 <u>日本英語教育史の研究に示唆を与える内容</u> であれば、これを排除しない。
4. 過去に『日本英語教育史研究』に論文（研究ノートを含む。）の掲載が認められたことのない会員は、論文投稿を前提に、事前指導を1回に限り受けることができる。その場合、草稿（途中段階も可）を7月10日までに日本英語教育史学会紀要編集委員会に提出する。投稿論文提出時には、事前指導を踏まえていかなる改訂を行ったかを明示した別紙（所定の様式による）を論文と共に提出することとする。	4. 過去に『日本英語教育史研究』に <u>研究論文</u> の掲載が認められたことのない会員は、論文投稿を前提に、事前指導を1回に限り受けることができる。その場合、草稿（途中段階も可）を7月10日までに日本英語教育史学会紀要編集委員会に提出する。 <u>研究論文提出時には、事前指導を踏まえていかなる改訂を行ったかを明示した別紙（所定の様式による）を原稿と共に提出することとする。</u>
5. 投稿論文の分量は、キーワード、英文アブストラクト、図表等を含めて『日本英語教育史研究』の完成ページ（38字×28行）で20ページ以内とする。これを超過することが認められることもあるが、その場合も30ページを超えることはできない。また、20ページを超える場合には、分量に応じて別途、印刷経費を自己負担するものとする。	5. <u>研究論文および研究ノート</u> の分量は、キーワード、英文アブストラクト、図表等を含めて『日本英語教育史研究』の完成ページ（38字×28行）で20ページ以内とする。これを超過することが認められることもあるが、その場合も30ページを超えることはできない。また、20ページを超える場合には、分量に応じて別途、印刷経費を自己負担するものとする。
6. 投稿論文の提出は、正本・副本各1部とし、正本には著者名を明記し、副本には著者名を伏せるものとする。本文についても、著者が分からないよう記述（科研採択番号や謝辞などはマスキング）すること。提出は電子メールへのファイル添付に	6. <u>研究論文および研究ノート</u> の提出は、正本・副本各1部とし、正本には著者名を明記し、副本には著者名を伏せるものとする。本文についても、著者が分からないよう記述（科研採択番号や謝辞などはマスキング）すること。提出は電子メール

よるものとし、メール本文中に著者名および連絡先メールアドレスを明記することが求められる。電子メールの送受信が困難な場合は、編集委員会に相談すること。	へのファイル添付によるものとし、メール本文中に著者名および連絡先メールアドレス、<u>投稿区分（研究論文または研究ノート）</u>を明記することが求められる。電子メールの送受信が困難な場合は、編集委員会に相談すること。
8. 投稿論文は、論文審査委員会の審査を経て、その可否、および、合格の場合は、論文、研究ノート、調査報告、その他との種別が決定され、著者に通知される。なお、査読は匿名で行われるため、原則として編集委員会は査読コメントの内容に対する質問等には応じない。	8. <u>研究論文および研究ノート</u>は、論文審査委員会の審査を経て、「<u>採択</u>」「<u>修正採択</u>」「<u>修正再審査</u>」「<u>不採択</u>」が決定され、著者に通知される。なお、査読は匿名で行われるため、原則として編集委員会は査読コメントの内容に対する質問等には応じない。
10. 著者による校正 2 回とし、変更は字句の修正のみとする。内容を改めた場合には別論文とみなされ、掲載が拒否される。	10. 著者による校正 2 回とし、変更は字句の修正のみとする。内容を改めた場合には、掲載が拒否される。

日 本 英 語 教 育 史 学 会 賞 規 程 の 改 正

旧	新
（被推薦資格） 第 3 条 学会賞の被推薦者は、当該の『日本英語教育史研究』が刊行される前年度末日の時点で、45 歳以下の学会員であり、それまでの会費を納入済みであることとする。ただし学生・大学院生の場合は年齢を問わない。	（<u>授与資格</u>） 第 3 条 学会賞の<u>授与資格</u>は、当該の『日本英語教育史研究』が刊行される前年度末日の時点で、それまでの会費を納入済みであることとする。ただし、<u>過去に受賞経験のあるものはこれを除外する。</u>
第 4 条 学会賞の<u>授与候補者</u>の選考は、正副会長及び論文審査委員長が行う。被審査論文は、次の観点から審査される。	第 4 条 学会賞の選考は、正副会長及び論文審査委員長が行う。被審査論文は、次の観点から審査される。